

諮問庁：検事総長

諮問日：平成30年10月12日（平成30年（行情）諮問第455号）

答申日：平成31年1月16日（平成30年度（行情）答申第384号）

事件名：特定個人が支払った特定事件番号の裁判に係る内訳明細の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年月日Aに特定個人Aが支払った、特定事件番号の内訳明細。支払い金額特定金額の内、弁護士費用、謄写費用等の内訳。特定金額に係る仮払源泉所得税の金額。」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、京都地方検察庁検事正（以下「処分庁」という。）が行った平成30年5月1日付け京地企第47号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、法8条には該当しないため、開示を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

原処分について、行政不服審査法の規定により、審査請求を申し立てる。

以下の理由により、法による、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報（法5条1号）を開示することとなるため（法8条）には該当しない為、開示請求に応じるべきである。

国民生活センターによると、国選弁護人は後記記述の事を説明すると契約関係であると言っていた。よって、契約関係等はないというのは否認する。

特定個人B（上記の国選弁護人を指す。以下同じ。）の特定事件番号の報酬料金の詳細について、国税庁が定める支払調書が発行されているという事実及び下記①～④は特定年月日Bに特定法テラスへ確認を取った。

- ① 特定個人Bに支払う報酬料金からは、10.21パーセントの源泉所得税を差し引いている。
- ② 毎月10日に特定法テラスが源泉所得税を税務署に納めている。

③ 弁護士報酬についての支払調書は、特定法テラスが発行し税務署に1月31日までに法定調書合計表と共に提出している。

④ 特定法テラスが発行した支払調書を使用して、特定個人Bは確定申告をしている。

したがって、①～④のとおり特定法テラスが源泉徴収義務者である。

特定法テラスから支払調書が発行されているという事実は、特定事件番号の訴訟費用特定金額は特定個人Bの売上であり、特定個人Bと特定個人A（審査請求人を指す。以下同じ。）間の紛れもない顧問契約である。

また、消費税額8パーセントが含まれており役務の提供（サービス）である。

国内において、事業者が事業として対価を得て行う役務の提供は、課税売上になる。役務の提供には税理士、弁護士も含まれる。

よって、国選弁護人は通常の私選弁護人と同等に扱われるべきであるが、特定個人Aに了承もなく勝手に「同意」で罪状認否を行い、事件の詳細を話そうとしても「そんな事は関係ない」などと言い不適切な弁護活動を行った。

訴訟費用を特定個人Aが特定個人Bにだまし取られたという事実で、顧問契約関係である以上、不完全履行も当然ありえる事であり債務不履行責任も発生する。

（2）意見書

原処分について、行政不服審査法の規定による、最高検察庁の審査請求についての意見書とする。

弁護士報酬は国選弁護人であっても私選弁護人であっても、所得税法225条1項3号に定める報酬、料金、契約金及び賞金を支払った者を対象者として納税地の税務署に提出する義務がある。

したがって特定事件番号の国選弁護人特定個人Bにも発行されている。（所得税法204，205，216。以下、根拠となる法令や通達等は省略する。）にて弁護士報酬は、100万円以下は報酬金額×10.21パーセントで100万円超は（報酬金額－100万円）×20.42パーセント+102，100円である。

したがって特定事件番号の弁護士報酬は特定金額で、源泉所得税は10.21パーセントである。

特定税務署の税務相談室に聞いたところ、売上代金等、報酬を支払った者は明細を確認する権利があると言っていた。

しかし、特定事件番号では、審査請求人に一切の明細を確認させず、審査請求人に罪状についての認否の確認はなく勝手に罪状について同意され、特定年A月かB月頃特定個人Cと婚約していた（今の今まで全く

知らなかったけど、最近分かった) 事実があるにもかかわらずストーカー一扱いされ不適切な弁護活動と不当に権利を侵害された。

特定税務署も国税庁のHP(ホームページの略称)も国が運営している公的機関である。

最高検察庁、京都地方検察庁も国が運営している公的機関である。特定税務署等の国税庁は支払った請求者に見せる権利があると言ひ、最高検察庁、京都地方検察庁は見せないと主張する。審査請求人はどこに従ったらいいのか分からない。さらに、どの法律が正しいのか分からない。とにかく、審査請求人は不当に搾取された特定金額を返却して欲しい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示請求の内容及び処分庁の決定

(1) 開示請求の内容

本件開示請求は、「特定年月日Aに特定個人Aが支払った、特定事件番号の内訳明細。支払い金額特定金額の内、弁護士費用、謄写費用等の内訳。特定金額に係る仮払源泉所得税の金額。」(本件対象文書)の開示を求めるものである。

(2) 処分庁の決定

本件開示請求に対し、処分庁は、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人が刑事事件の被告人となったか否か及び特定の個人が刑事事件で弁護士費用等を支払ったか否かという情報を公にすることとなり、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報(法5条1号)を開示することとなる(法8条)として、不開示決定を行ったものである。

2 諮問の要旨

審査請求人は、原処分に対し、「法8条には該当しないため、開示請求に応じるべきである。」として、本件開示請求の対象となる行政文書の開示を求めているところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

3 諮問庁の判断及び理由について

刑事の手續における訴訟費用は、証人及び弁護人等に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬等の費用であり、被告人等に訴訟費用を負担させる場合には、裁判所はその旨の裁判をすることとなる。

本件開示請求は、地方裁判所に公判請求された刑事事件に付される裁判所の事件番号である(わ)番号により刑事事件を特定した上、当該事件において、特定の個人が支払った弁護士費用の内訳等に関する文書の開示を求めるものであるところ、このような文書は、刑事事件において訴訟費用を負担させる裁判が行われた場合に作成されるものであるため、本件開示

請求に対して、対象文書の存否を明らかにすることにより、特定の個人が刑事事件の被告人となったか否か及び特定の個人が刑事事件で弁護士費用等を支払ったか否かという情報が明らかとなる。

当該情報は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報（法5条1号）に該当するところ、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものではなく、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人に対しても開示することが必要であると認めるべき特段の事情があるとは言えないほか、公務員の職務遂行に係る情報に該当するとも認められないため、法5条1号ただし書イ、ロ及びハに規定する情報には該当しない。

したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否することが相当である。

4 結論

以上のとおり、本件行政文書開示請求に対し、請求に係る行政文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報が明らかになることを理由として法8条により存否応答拒否とした処分庁の不開示決定は、請求に係る行政文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報が明らかになることから、法8条により不開示決定を行うことが相当であると認められるため、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|---------------|
| ① | 平成30年10月12日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年11月20日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同年12月7日 | 審議 |
| ⑤ | 平成31年1月11日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件開示請求は法8条に該当しないとして、本件対象文書の開示を求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について

- (1) 本件開示請求は、地方裁判所に公判請求された刑事事件に付される裁判所の事件番号である(わ)番号(当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、特定地方裁判所の事件番号とのことである。)により刑事事件を特定した上、特定個人Aが支払った当該特定刑事事件に係る裁判の弁護士費用等の内訳等という、訴訟費用に関する文書の開示を求めるものであることから、その存否を答えるだけで、特定個人Aが当該特定刑事事件で弁護士費用等の訴訟費用を支払った事実の有無(以下「本件存否情報」という。)を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。
- (2) そして、本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められるところ、これは、同号ただし書イの法令により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。
- (3) したがって、本件対象文書は、その存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一、委員 池田陽子、委員 下井康史